



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和2年3月31日(火) 号外(第13号)

目次

	ページ
<b>規 則</b>	
○群馬県地球温暖化防止条例施行規則の一部を改正する規則(環境政策課)	2
○群馬県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則(建築課)	2
○群馬県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則(会計課)	2
○群馬県財務規則の一部を改正する規則(同)	7
<b>告 示</b>	
○群馬県報発行規程の一部改正(学事法制課)	13
○出納員に対する会計管理者の権限に属する事務の委任の告示の一部改正(会計課)	14
○分任出納員に対する出納員の事務の委任の告示の一部改正(同)	14
<b>訓 令</b>	
○群馬県庁議規程の一部を改正する訓令(秘書課)	16
○群馬県職員表彰規程の一部を改正する訓令(総務課)	16
○群馬県副知事の担当事務に関する規程の一部を改正する訓令(同)	16
○群馬県処務規程の一部を改正する訓令(人事課)	16
○群馬県文書管理規程の一部を改正する訓令(総務事務センター)	18
○群馬県建設工事執行規程の一部を改正する訓令(契約検査課)	20
<b>災害対策本部規程</b>	
○群馬県災害対策本部の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程(危機管理室)	21
<b>国民保護対策本部規程 緊急対処事態対策本部規程</b>	
○群馬県国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程(危機管理室)	23

規則

群馬県地球温暖化防止条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県規則第五十二号

群馬県地球温暖化防止条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県地球温暖化防止条例施行規則(平成二十二年群馬県規則第一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「森林環境事務所」を「環境森林事務所」に改める。  
別記様式第一号から別記様式第六号までの規定中「長」を削る。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

群馬県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県規則第五十三号

群馬県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

群馬県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則(平成二十五年群馬県規則第六十八号)の一部を次のように改正する。

2 省令第三十七条第一項の規定により提出する申請書については、同項第二号の規定にかかわらず、同号に規定する構造計算書を添えることを要しない。

4 省令第三十三条第二項の規定により提出する申請書については、同項第一号の規定にかかわらず、同号に規定する構造計算書を添えることを要しない。

2 省令第二十八条第二項の規定により提出する申請書については、同項の規定にかかわらず、同項に規定する構造計算書を添えることを要しない。

第二条中「(法第七条第一号に規定する建築物に係るものに限る。)」を削り、同条に次のただし書を加え、同条を第三条とする。

ただし、第三者判定機関が証する書類の添付が不要であると知事が認める場合は、耐震診断書(省令第五条第一項各号に規定する者により作成された建築物の耐震診断の結果を記載した書類をいう。)の写しとする。

第一条の次に次の一条を加える。

(通行障害建築物の要件の特例)

第二条 省令第三条に規定する知事が規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 建築物の地盤面(建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二条第二項に規定する地盤面をいう。次項において同じ。)が、当該建築物の敷地に接する道路(法第五条第一項の規定により定める群馬県耐震改修促進計画に同条第三項第二号及び第三号の規定により記載する道路に限る。次項において「前面道路」という。)の中心線の路面より低い位置にある場合
- 二 当該建築物が木造の場合

2 省令第四条に規定する知事が規則で定める距離は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める距離とする。

- 一 前項第一号に掲げる場合 政令第四条第一号イ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同号イ又はロに定める距離に、建築物の地盤面から前面道路の中心線の路面までの高さに相当する距離を加えた距離
- 二 前項第二号に掲げる場合 政令第四条第一号イ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同号イ又はロに定める距離に、建築物の地盤面から当該建築物のいづれかの部分までの高さから、当該部分を支持する軒の高さ(地盤面から建築物の小屋組又はこれに代わる横架材を支持する壁、敷桁又は柱の上端までの高さをいう。)を減じて得た値に相当する距離(当該距離が零を下回る場合は、零とする。)を加えた距離

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

群馬県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県規則第五十四号

群馬県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県収入証紙条例施行規則(昭和四十一年群馬県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「室長(県庁の部に置く室の室長に限る。)」及び所長(県庁の部に置くセンターの所長に限る。)」を削る。

第十四条第二項中「会計局会計課長」を「会計局会計管理課長」に、「会計課長」を「会計管理課長」に改める。

第十五条第二項及び第四項並びに第十六条第一項中「会計課長」を「会計管理課長」に改める。

別表第一第一号の表手数料の項第二十五号中「並びに群馬県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例(令和二年群馬県条例第三号)附則第二項及び第三

項」を削り、同項第四十一号中「第十一号」を「第八号」に改め、同項第四十四号中「群馬県覚せい剤取締法関係手数料条例」を「群馬県覚せい剤取締法関係手数料条例」に改め、同項第五十号中「群馬県肥料取締法関係手数料条例」を「群馬県肥料の品質の確保等に関する法律関係手数料条例」に改め、同項第六十号中「第三条」を「第三条第一項」に改める。

別表第一の二手数料の項第二十一号中「並びに群馬県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例附則第二項及び第三項」を削り、同項第三十七号中「第十一号」を「第八号」に改め、同項第四十号中「群馬県覚せい剤取締法関係手数料条例」を「群馬県覚せい剤取締法関係手数料条例」に改め、同項第四十八号中「群馬県肥料取締法関係手数料条例」を「群馬県肥料の品質の確保等に関する法律関係手数料条例」に改め、同項第五十五号中「第三条」を「第三条第一項」に改める。

別記様式第四号表中

「氏名 印」を  
「氏名 印」に

(法人又は団体の場合は、法人名又は団体名及び代表者名)」

「売 り さ ば く  
証 紙 の 種 類  
を

「売 り さ の ば く  
証 紙 の 種 類  
(不要の文字を二本線で消すこと。)

「証紙を購入する指定  
金融機関の店舗名  
を

証紙を購入する指定 金融機関の店舗名	
誓 約 事 項	裏面のとおり誓約します。

「及び法務局が発行した登記されていないことの証明書のうち、成年被後見人、被保佐人又は被補助人とする記録がない旨の証明書」や「及び定款」や「、定款及び役員一覧」に「、約款等」や「・約款等及び役員一覧」に「登録簿」に「次のように定める」。

注 添付書類のうち役員一覧は、任意の様式に役員の氏名、氏名のフリガナ、生年月日、性別及び住所が記入されたものとする。

別記様式録四の裏面の「次のように定める」。

## 裏

## 誓約事項

(売りさばきの能力に関する事項) ※ 申請者が個人の場合のみ該当

私は、「心身の故障等により、売りさばき人の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」に該当しません。

(群馬県暴力団排除条例(平成22年群馬県条例第51号)第7条第1項に関する事項)

1 自己又は自己の法人若しくは団体の役員等は、次のいずれにも該当する者ではありません。

なお、必要な場合には、群馬県警察本部に照会することについて承諾します。

(1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

(2) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

(3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者

(4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者

(5) 自己、自己の法人若しくは団体若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

(6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者

(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者

(8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者

2 1の(1)から(8)までに掲げるもの(以下「暴力団等」という。)が運営する店舗等で売りさばきを行いません。

3 売りさばき所を運営するものが暴力団等であることを知ったときは、当該売りさばき所における証紙の売りさばきを中止し、必要書類を提出します。

4 自己又は売りさばき所を運営するものが暴力団等から不当な要求行為を受けた場合は、速やかに群馬県知事に報告し、警察に通報します。

注 群馬県では、行政事務全般から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でないことの誓約をお願いしています。場合により、内容確認のため群馬県警察本部へ照会をすることがあります。

本申請において提出された個人情報、証紙売りさばき人の指定に係る事務の目的を達成するため及び誓約事項の確認のために使用します。また、確認情報は申請者が県と行う他の契約等における身分確認に利用する場合があります。

別記様式第四号の二裏中  
 「氏 名 印」を  
 「氏 名 印」を  
 (法人又は団体の場合は、法人名又は団体名及び代表者名)」

「 売 り さ ば く 証 紙 の 種 類 」

「 売 り さ ば く 証 紙 の 種 類 (不要の文字を二本線で消すこと。) 」

「 変 更 ( 希 望 ) 年 月 日 」

「 変 更 の 希 望 年 月 日 (届出の場合は、変更年月日) 」

「 変 更 理 由 (該当する理由の□に「レ」を記入) 」

「 添 付 書 類 変更内容を証する書類。その他に、変更理由が1又は2の場合には位置図、8の場合は証紙売りさばき所の標札 」

「 誓 約 事 項 裏面のとおり誓約します。 」

添 付 書 類	1 変更内容を証する書類 2 売りさばき所の位置図 (変更理由が1又は2の場合) 3 役員一覧 (申請者が法人又は団体であり、かつ、変更理由が5の場合) 4 証紙売りさばき所の標札 (変更理由が8の場合)
---------	---

注1 誓約事項は変更理由が1、2又は5の場合 (5の場合にあつては、法人又は団体の代表者名の変更の場合に限る。) に該当  
 2 添付書類のうち役員一覧は、任意の様式に役員の氏名、氏名のフリガナ、生

年月日、性別及び住所が記入されたものとする。  
 別記様式第四号の二裏を次のように改める。

## 裏

## 誓約事項

- 1 自己又は自己の法人若しくは団体の役員等は、次のいずれにも該当する者ではありません。  
なお、必要な場合には、群馬県警察本部に照会することについて承諾します。
  - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
  - (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
  - (5) 自己、自己の法人若しくは団体若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
  - (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
  - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
  - (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者
- 2 1の(1)から(8)までに掲げるもの（以下「暴力団等」という。）が運営する店舗等で売りさばきを行いません。
- 3 売りさばき所を運営するものが暴力団等であることを知ったときは、当該売りさばき所における証紙の売りさばきを中止し、必要書類を提出します。
- 4 自己又は売りさばき所を運営するものが暴力団等から不当な要求行為を受けた場合は、速やかに群馬県知事に報告し、警察に通報します。

注 群馬県では、行政事務全般から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でないことの誓約をお願いしています。場合により、内容確認のため群馬県警察本部へ照会をすることがあります。

本申請において提出された個人情報、証紙売りさばき人の指定に係る事務の目的を達成するため及び誓約事項の確認のために使用します。また、確認情報は申請者が県と行う他の契約等における身分確認に利用する場合があります。

別記様式第十六号中「貯平糶加」を「貯平糶加」に改める。  
別記様式第二十号中「糶平糶加」を「糶平糶加」に改める。

附則

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 別表第一第一号の表手数料の項第二十五号及び別表第一の二手数料の項第二十二号の改正規定 令和二年六月一日

二 別表第一第一号の表手数料の項第四十四号及び別表第一の二手数料の項第四十号の改正規定 群馬県覚せい剤取締法関係手数料条例及び群馬県薬物の濫用の防止に関する条例の一部を改正する条例(令和二年群馬県条例第二十三号)の施行の日

三 別表第一第一号の表手数料の項第五十号及び別表第一の二手数料の項第四十八号の改正規定 群馬県肥料取締法関係手数料条例及び群馬県肥料等の大量投与の防止に関する条例の一部を改正する条例(令和二年群馬県条例第二十八号)の施行の日

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の群馬県収入証紙条例施行規則の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

群馬県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和二年三月三十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第五十五号

群馬県財務規則の一部を改正する規則

群馬県財務規則(平成三年群馬県規則第十八号)の一部を次のように改正する。  
目次中「二百六十七条」を「二百六十七条の四」に改める。

第二条第十一号中、「室長(県庁の部に置く室の室長に限る。）」及び所長(県庁の部に置くセンターの所長に限る。）」を削り、同条第十二号中「会計局会計課長」を「会計局会計管理課長」に、「企業局総務課長」を「企業局経営戦略課長」に改め、同条第十八号中「会計局会計課」を「会計局会計管理課」に、「企業局総務課」を「企業局経営戦略課」に改める。

第三条第一項の表中「森林環境事務所長、森林事務所長、環境事務所長」を「環境森林事務所長、環境事務所長、森林事務所長」に改める。

第四条第二項中「森林環境事務所」を「環境森林事務所」に改める。

第五条第二項中「会計局会計課長」を「会計局会計管理課長」に改める。

第六条第八項中、「室(県庁の部に置く室に限る。）」及びセンター(県庁の部に置くセンターに限る。）」を削る。

第二十六条第五項及び第六項中「森林環境事務所」を「環境森林事務所」に改める。

第六十条の二第一項ただし書中「場合」を「とき又は徴収事務等受託者との契約等に領収書の取扱いについて特別の定めがあるとき」に改める。

第六十七条第一号中「賃金」を削る。

第八十八条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第十八号までを一号ずつ繰り上げる。

第九十一条第一項中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、第十四号から第十六号までを一号ずつ繰り上げる。

第二百五条第一項第一号中「契約の相手方の責めに帰すべき理由により、」を削り、同項第二号中「正当な理由がないのに」を削り、同項中第四号を削り、第五号を第四号とする。

第二百六条第一項中「とき」の下に、「(同項第一号又は第二号の規定に該当する場合にあつては、契約の相手方の責めに帰すべき理由があるときに限る。）」又は契約の相手方が第二百一条第一項の規定に違反したとき」を加え、同条第三項中「前項」を「前条第一項の規定により契約を解除し、かつ、前項」に改める。

第二百六条中「第二百四十三条の二第一項後段」を「第二百四十三条の二第二項後段」に改め、同条第三号中「会計局審査課」を「会計局会計管理課」に改め、「課長」の下に、「審査室長」を加え、同条第四号中「会計局審査課」を「会計局会計管理課」に改め、「課長」の下に、「審査室長」を加える。

第二百六十一条第二項中「第二百四十三条の二第一項各号」を「第二百四十三条の二の二第一項各号」に改める。

第二百六十二条第一項中「第二百四十三条の二第一項」を「第二百四十三条の二の二第一項」に改める。

第二百六十三条の見出しを「(会計管理者の検査)」に改め、同条中「県庁における」及び「及び地域機関等の長」を削る。

第二百六十四条の見出し中「検査」を「会計管理者の検査」に改め、同条第一項中「検査は」を「会計管理者の検査は」に改める。

第二百六十五条第一項中「検査は」を「会計管理者の検査は」に改める。

第二百六十六条の見出し中「検査」を「会計管理者の検査」に改める。

第二百六十七条の見出し中「検査後」を「会計管理者の検査後」に改め、第十二章中同条の次に次の三条を加える。

(自己検査)  
第二百六十七条の二 課長等は、所管する財務会計事務の適正を期するため、毎年度所属職員の中から自己検査員を命じ、自らが行う会計事務の検査(以下「自己検査」という。)を行わなければならない。

(自己検査の方法)  
第二百六十七条の三 自己検査は、別に定める方法により行い、課長等は、改善の必要があると認めるときは、直ちに必要な措置を講じなければならない。

(自己検査の報告)  
第二百六十七条の四 課長等は、自己検査終了後その実施状況を別に定める様式により会計管理者に報告しなければならない。





群馬県女性相談所	児童相談所	次長
	施設里親支援係長(中央児童相談所にあつては、企画調整係長)	

「食品・医薬品検査係長」を「次長」に、「森林環境部」を「環境森林部」に、「森林環境事務所」を「環境森林事務所」に、

森林事務所	環境事務所	総務森林係長	総務環境係長
環境事務所	森林事務所	総務環境係長	総務森林係長

に、を

産業技術専門校	群馬県ぐんま総合情報センター	総務係長	総合情報係長
群馬県ぐんま総合情報センター	産業技術専門校	総合情報係長	総務係長

をに改

める。

別表第三学事法制課の項中「学事法制課」を「総務課」に、「法制第一係長」を「法制係長」に改め、同表県民センターの項中「県民センター」を「県民活動支援・広聴課」に、「相談案内係長」を「広聴・案内係長」に改め、同表警察本部広報広聴課の項中「課長補佐」を「調査官、課長補佐及び係長」に改める。

別表第四報酬の項中「勤務条件明示書」を「発令通知書」に改め、同表賃金の項を削り、同表旅費の項中「旅行命令簿」の下に「支給明細書」を加える。

別表第六六十三号の項中「報酬・賃金・報償費支出明細書」を「報酬・報償費支出明細書」に改め、同表第六十四号の項中「報酬・賃金・報償費領収書」を「報酬・報償費領収書」に改める。

別記様式第一号の三備考中「し、出納員・分任出納員が不在となる理由を示す書類の写し及び新任者の人事記録の写し(新任者が嘱託・臨時職員等である場合には、辞令の写し)を添付」を削る。

別記様式第六十三号及び別記様式第六十四号を次のように改める。

別記様式第63号(規格A4)

報酬・報償費支出明細書

月分 点検者職

(支出回議書添付用)

( 月 日 ~ 月 日) 氏名

印

出勤状況	1	2	3	4	5	6	7	8	住所		
	9	10	11	12	13	14	15	16	氏名		
	17	18	19	20	21	22	23	24			月額・日額
	25	26	27	28	29	30	31				
	日数・時間		単価	支出額(円)		控除内容		金額	乙		
出勤日数	日					所得税			丙		
出勤時間数	時間										
									支払金額		
支出金額計								控除金額計			
出勤状況	1	2	3	4	5	6	7	8	住所		
	9	10	11	12	13	14	15	16	氏名		
	17	18	19	20	21	22	23	24			月額・日額
	25	26	27	28	29	30	31				
	日数・時間		単価	支出額(円)		控除内容		金額	乙		
出勤日数	日					所得税			丙		
出勤時間数	時間										
									支払金額		
支出金額計								控除金額計			
出勤状況	1	2	3	4	5	6	7	8	住所		
	9	10	11	12	13	14	15	16	氏名		
	17	18	19	20	21	22	23	24			月額・日額
	25	26	27	28	29	30	31				
	日数・時間		単価	支出額(円)		控除内容		金額	乙		
出勤日数	日					所得税			丙		
出勤時間数	時間										
									支払金額		
支出金額計								控除金額計			
出勤状況	1	2	3	4	5	6	7	8	住所		
	9	10	11	12	13	14	15	16	氏名		
	17	18	19	20	21	22	23	24			月額・日額
	25	26	27	28	29	30	31				
	日数・時間		単価	支出額(円)		控除内容		金額	乙		
出勤日数	日					所得税			丙		
出勤時間数	時間										
									支払金額		
支出金額計								控除金額計			

上記のとおり勤務したことを証明する。

年 月 日

所属長職氏名

印

別記様式第64号(規格A4)

報酬・報償費領収書

月分 点検者職

(前渡金精算書添付用)

( 月 日～ 月 日)氏名

印

出勤状況	1	2	3	4	5	6	7	8	住所		
	9	10	11	12	13	14	15	16	氏名		
	17	18	19	20	21	22	23	24	受領印		
	25	26	27	28	29	30	31				
	日数・時間		単価	支出額(円)		控除内容		金額			
出勤日数	日					所得税			受領年月日		
出勤時間数	時間										
									支払金額		
支出金額計								控除金額計			
出勤状況	1	2	3	4	5	6	7	8	住所		
	9	10	11	12	13	14	15	16	氏名		
	17	18	19	20	21	22	23	24	受領印		
	25	26	27	28	29	30	31				
	日数・時間		単価	支出額(円)		控除内容		金額			
出勤日数	日					所得税			受領年月日		
出勤時間数	時間										
									支払金額		
支出金額計								控除金額計			
出勤状況	1	2	3	4	5	6	7	8	住所		
	9	10	11	12	13	14	15	16	氏名		
	17	18	19	20	21	22	23	24	受領印		
	25	26	27	28	29	30	31				
	日数・時間		単価	支出額(円)		控除内容		金額			
出勤日数	日					所得税			受領年月日		
出勤時間数	時間										
									支払金額		
支出金額計								控除金額計			
出勤状況	1	2	3	4	5	6	7	8	住所		
	9	10	11	12	13	14	15	16	氏名		
	17	18	19	20	21	22	23	24	受領印		
	25	26	27	28	29	30	31				
	日数・時間		単価	支出額(円)		控除内容		金額			
出勤日数	日					所得税			受領年月日		
出勤時間数	時間										
									支払金額		
支出金額計								控除金額計			

上記のとおり勤務したことを証明する。

年 月 日

所属長職氏名

印

## 附則

- 1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の前日に締結した契約について契約の相手方が改正前の第二百五条第一項第一号又は第二号の規定に該当した場合における契約の解除及び違約金については、改正後の同項第一号又は第二号及び第二百六条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の前日に契約の相手方が改正前の第二百五条第一項第四号の規定に該当した場合における契約の解除及び違約金については、改正後の同項及び第二百六条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 令和元年度予算に係る出納整理期間中の賃金の支出については、改正後の群馬県財務規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 この規則の施行の際現に改正前の群馬県財務規則の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

■ 告 示

◎群馬県告示第百七号

群馬県報発行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和二年三月三十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県報発行規程の一部を改正する告示

群馬県報発行規程(昭和三十四年群馬県告示第四百七十四号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「学事法制課」を「総務課」に改め、同条第二項中「課等」を「課」に改め、同条第三項中「学事法制課長」を「総務課長」に改める。

第九条中「学事法制課」を「総務課」に改める。

第十条、第十一条及び第十二条第二項中「学事法制課長」を「総務課長」に改める。

第十三条中「学事法制課」を「総務課」に改める。

第十四条中「学事法制課長」を「総務課長」に改める。

別記様式中「~~振替口座番号~~」を「~~振替口座~~」に、「~~番(号)~~」を「~~番号~~」に改める。

附 則

この告示は、令和二年四月一日から施行する。

◎群馬県告示第108号

出納員に対する会計管理者の権限に属する事務の委任の告示（平成19年群馬県告示第170号）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月31日

群馬県知事 山本 一 太

1の項中「会計局会計課の出納員」を「会計局会計管理課の次長である出納員」に改める。

2の項中「会計局審査課の出納員」を「会計局会計管理課の審査室長である出納員」に改め、同項エ中「県民センター」を「県民活動支援・広聴課」に改め、同項シ中「児童福祉課」を「児童福祉・青少年課」に改め、同項セ中「県民生活課」を「県民活動支援・広聴課」に改め、同項ソ中「管財課」を「財産有効活用課」に改め、同項チ中「会計課」を「会計管理課」に改め、同項に次のように加える。

ヌ 群馬県家畜伝染病予防法関係手数料条例（平成11年群馬県条例第75号）第3条第1項に規定する手数料の滞納者に対して戸別訪問した場合における当該滞納金の収納に関する事務

ネ スポーツ振興センターに係る出納整理期間中の支出負担行為の確認に関する事務

3の項中「総務事務センター」を「総務事務管理課」に改め、同項イ中「職員の」を「職員（会計年度任用職員を除く。）の」に改め、同項ウ中「、室（県庁の部に置く室に限る。）、センター（県庁の部に置くセンターに限る。）」及び「及び室」を削り、「ものに限る」を「ものに限り、会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償を除く」に改め、同項エ中「職員の」を「職員（会計年度任用職員を除く。）の」に改める。

4の項中「又は室（県庁の部に置く室に限る。以下この項において同じ。）」を削り、「課又は室に」を「課に」に改める。

◎群馬県告示第109号

分任出納員に対する出納員の事務の委任の告示（平成19年群馬県告示第171号）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月31日

群馬県知事 山本 一 太

表管財課の項の前に次のように加える。

戦略企画課	分任出納員	会計局会計管理課の審査室長である出納員	ぐんまふるさと納税に係る寄附金の収納に関する事務
-------	-------	---------------------	--------------------------

表管財課の項機関の欄中「管財課」を「財産有効活用課」に改め、同項指揮権者の欄中「会計局審査課出納員」を「会計局会計管理課の審査室長である出納員」に改め、同項委任事務の欄中「管財課」を「財産有効活用課」に改め、表税務課の項中「会計局審査課出納員」を「会計局会計管理課の審査室長である出納員」に改め、同項委任事務の欄を次のように改める。

県税徴収金（ゆうちょ銀行振替口座からの払出しに係るものに限る。）の出納及び保管に関する事務
---

表地域政策課の項中「地域政策課」を「地域創生課」に、「会計局審査課出納員」を「会計局会計管理課の審査

室長である出納員」に改め、表県民生活課の項機関の欄中「県民生活課」を「県民活動支援・広聴課」に改め、同項指揮権者の欄中「会計局審査課出納員」を「会計局会計課の審査室長である出納員」に改め、同項委任事務の欄を次のように改める。

- |  |
|--|
| 1 県民活動支援・広聴課に属する歳入金に係る現金の収納に関する事務<br>2 県民活動支援・広聴課における歳計外現金(災害義援金の募集に係るものに限る。)の出納及び保管に関する事務 |
|--|

表県民センターの項を削り、表医務課の項中「会計局審査課出納員」を「会計局会計管理課の審査室長である出納員」に改め、表児童福祉課の項機関の欄中「児童福祉課」を「児童福祉・青少年課」に改め、同項指揮権者の欄中「会計局審査課出納員」を「会計局会計管理課の審査室長である出納員」に改め、同項委任事務の欄中「児童福祉課」を「児童福祉・青少年課」に改め、表保健福祉事務所の項中「児童福祉課」を「児童福祉・青少年課」に改め、表廃棄物・リサイクル課の項中「会計局審査課出納員」を「会計局会計管理課の審査室長である出納員」に改め、表林政課の項中「林政課」を「森林保全課」に、「会計局審査課出納員」を「会計局会計管理課の審査室長である出納員」に改め、表林業振興課の項中「会計局審査課出納員」を「会計局会計管理課の審査室長である出納員」に改め、同項の次に次のように加える。

畜産課	分任出納員	会計局会計管理課の審査室長である出納員	群馬県家畜伝染病予防法関係手数料条例(平成11年群馬県条例第75条)第3条第1項に規定する手数料の滞納者に対して戸別訪問した場合における当該滞納金の収納に関する事務
-----	-------	---------------------	--

表農業事務所の項中「(平成11年群馬県条例第75号)」を削り、表商政課の項中「商政課」を「経営支援課」に、「会計局審査課出納員」を「会計局会計管理課の審査室長である出納員」に改め、表住宅政策課の項中「会計局審査課出納員」を「会計局会計管理課の審査室長である出納員」に改め、表会計局会計課の項中「会計局会計課」を「会計局会計管理課」に、「会計局審査課出納員」を「会計局会計管理課の審査室長である出納員」に、「会計課に」を「会計管理課に」に改め、表教育委員会事務局管理課の項、警察本部広報広聴課の項及び選挙管理委員会の項から群馬県行政不服審査法関係手数料条例(平成28年群馬県条例第24号)第1条の規定による手数料の収納を行う機関の項までの規定中「会計局審査課出納員」を「会計局会計管理課の審査室長である出納員」に改める。

訓令

群馬県訓令甲第七号

群馬県庁議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
令和二年三月三十一日

県庁  
地域機関  
専門機関

群馬県庁議規程の一部を改正する訓令

群馬県庁議規程(平成四年群馬県訓令甲第六号)の一部を次のように改正する。  
第三条第一項中「総務部長、企画部長、生活文化スポーツ部長、子ども未来部長」を「知事戦略部長、総務部長、地域創生部長、生活(子ども)部長」に、「森林環境部長」を「環境森林部長」に改め、同条第二項中「環境局長、コンベンション推進局長、観光局長」を「森林局長、戦略セールス局長」に、「広報課長」を「メディアプロモーション課長」に改める。

群馬県知事 山本 一太

附則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

群馬県訓令甲第八号

群馬県職員表彰規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
令和二年三月三十一日

県庁  
地域機関  
専門機関

群馬県職員表彰規程の一部を改正する訓令

群馬県職員表彰規程(昭和五十五年群馬県訓令甲第十二号)の一部を次のように改正する。

群馬県知事 山本 一太

附則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

群馬県訓令甲第九号

群馬県副知事の担当事務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
令和二年三月三十一日

県庁  
地域機関  
専門機関

群馬県副知事の担当事務に関する規程の一部を改正する訓令

群馬県副知事の担当事務に関する規程(平成十九年群馬県訓令甲第十二号)の一部を次のように改正する。  
第一条第一項の表共管事務の項第二号中「総務部」を「知事戦略部」に改め、同項第三号中「企画部」を「総務部」に改め、同表副知事津久井治男の担当事務の項第一号中「子ども未来部」を「生活(子ども)部」に改め、同項第三号中「森林環境部」を「環境森林部」に改め、同表副知事宇留賀敬一の担当事務の項第一号中「生活文化スポーツ部」を「地域創生部」に改め、同項第二号中「森林環境部」を「環境森林部」に改める。

群馬県知事 山本 一太

附則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

群馬県訓令甲第十号

群馬県処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
令和二年三月三十一日

県庁  
地域機関  
専門機関

群馬県処務規程の一部を改正する訓令

群馬県処務規程(昭和三十九年群馬県訓令甲第八号)の一部を次のように改正する。  
第二条第九号中「室(部に置かれる室に限る。)」及び「センター(緑化センターを除く。)」並びに「を削り、同条第十五号中「総務事務センター所長」を「総務事務管理課長」に改める。  
第十六条第二項及び第十七条第四項中「総務事務センター所長」を「総務事務管理課長」に改める。

群馬県知事 山本 一太

第三十三条第三項中「もの及び」を「もの、」に、「認めたものの」を「認めたもの及び群馬県職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成六年群馬県人事委員会規則第二十一号。以下「勤務時間規則」という。)」第二十条の十第四項第三号に規定する職員のうち所屬長が認めたものの」に改める。  
第三十三条の四の見出し中「介護等」の下に「・障害」を加え、同条第二項中「養



育又は介護等の状況申出書」を「養育、介護等又は障害の状況届」に改め、同条第五項中「養育又は介護等の状況変更届」を「養育、介護等又は障害の状況変更届」に改める。

第三十四条の第二項中「群馬県職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成六年群馬県人事委員会規則第二十一号。以下「勤務時間規則」という。）」を「勤務時間規則」に改める。

第五十五条中「危機管理室」を「危機管理課」に、「管財課長」を「財産有効活用課長」に改める。

第五十七条中「管財課長若しくは総務事務センター所長」を「財産有効活用課長若しくは総務事務管理課長」に改める。

第五十八条第二号から第六号までの規定中「総務事務センター所長」を「総務事務管理課長」に改める。

第六十二条第一項中「管財課長」を「財産有効活用課長」に改める。

第六十三条の見出し中「危機管理室」を「危機管理課」に改め、同条第一項中「危機管理室及び」を「危機管理課及び」に、「危機管理室長」を「危機管理課長」に改め、同条第二項中「危機管理室長」を「危機管理課長」に改める。

第七十条第三項の表二の項中、「課長、所長及び室長」を「及び課長」に改める。

別表第一 森林環境事務所（西部森林環境事務所を除く。）、森林事務所及び環境事務所（環境森林事務所（西部環境森林事務所を除く。）、環境事務所及び森林事務所）に改め、同表西部森林環境事務所の項中「西部森林環境事務所」を「西部環境森林事務所」に改め、同表前橋土木事務所、高崎土木事務所及び太田土木事務所の項の次に次のように加える。

東京事務所	副所長。副所長が不在のときは、主務係長
-------	---------------------

別表第一 ぐんま総合情報センターの項、東京事務所の項及びスポーツ振興センターの項を削り、同表産業技術専門校の項の次に次のように加える。

ぐんま総合情報センター	副所長。副所長が不在のときは、主務係長
-------------	---------------------

別表第二 世界遺産センターの項を削り、同表土屋文明記念文学館の項の次に次のように加える。

世界遺産センター	主務係長
----------	------

別記様式第十号の八中「介護等」の次に「・障害」を加える。  
別記様式第十号の十中「養育又は介護等の状況申出書」を「養育、介護等又は障害

「 子の養育」  
「 子の養育」

の状況届」  
「 要介護者等の介護等」  
「 要介護者の介護等」

「1 申出に係る子」を「1 子」  
「 職員」

(3) 介護等が必要になった時期

年	月	日
---	---	---

(3) 介護等が必要になった時期

年	月	日
---	---	---

- 3 職員の状況
- 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条第1号に規定する障害者である職員のうち、同法第37条第2項に規定する対象障害者である職員
  - 勤務時間の割振りについて配慮を必要とする者として衛生管理医（知事が労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第14条第2項に定める要件（以下「産業医の要件」という。）を備えた医師である職員のうちから指名し、又は産業医の要件を備えた医師である者として委嘱したものをいう。）が認める職員

に改め、同様注に次のように加える。

4 「3 職員の状況」は、群馬県職員の勤務時間、休暇等に関する規則第2条の10第4項第3号に規定する職員が申し出る場合に、該当する□に印を記入すること。

5 「3 職員の状況」の「障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第1号に規定する障害者である職員のうち、同法第37条第2項に規定する対象障害者である職員」に該当する場合は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等の写しを添付すること。

6 「3 職員の状況」の「勤務時間の割振りについて配慮を必要とする者」であることについては、衛生管理医が、当該職員を診断した医師の意見書その他の必要な情報に基づき判断するものとする。

別記様式第十号の十一中「養育又は介護等の状況変更届」を「養育、介護等又は障

害の状況変更届」  
「 子の養育」  
「 要介護者等の介護等」  
「 子の養育」  
「 要介護者等の介護等」  
「 職員」

に改め、同様式注中「~~又~~」を「~~又~~」に改める。  
別記様式第十一号注3、別記様式第十一号の二注7及び別記様式第十一号の三注5  
中「~~別記様式第十一号注3~~」を「~~別記様式第十一号注3~~」に改める。

附則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

群馬県訓令甲第十一号

県庁  
地域機関  
専門機関

群馬県文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県文書管理規程の一部を改正する訓令

群馬県文書管理規程(昭和六十一年群馬県訓令甲第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「環境局、コンベンション推進局及び観光局」を「森林局及び戦略セールス局」に改め、同条第五号中「室(第七号に規定する室を除く。及びセンター」を削る。

第四条(見出しを含む。)中「総務事務センター所長」を「総務事務管理課長」に改める。

第七条第一項中「総務事務センター」を「総務事務管理課」に改め、同条第三項中「総務事務センター所長」を「総務事務管理課長」に改め、同条第四項中「総務事務センター」を「総務事務管理課」に改める。

第八条第一項中「総務事務センター」を「総務事務管理課」に改め、同条第二項中「総務事務センター」を「総務事務管理課」に改め、同項第二号中「会計課」を「会計管理課」に改め、同項第三号中「危機管理室」を「危機管理課」に改め、同項第四号中「環境局長」を「森林局長」に、「環境政策課、コンベンション推進局長宛てのもの」は「コンベンション推進課、観光局長」を「林政課、戦略セールス局長」に、「観光物産課」を「観光魅力創出課」に改め、同条第三項中「総務事務センター所長」を「総務事務管理課長」に改める。

第十条中「総務事務センター」を「総務事務管理課」に改める。

第十四条第二項、第十五条第一項及び第二項並びに第十六条第四号中「総務事務センター所長」を「総務事務管理課長」に改める。

第十八条第二項及び第二十四条第二項中「学事法制課」を「総務課」に改める。

第三十三条第一項及び第二項中「総務事務センター」を「総務事務管理課」に改める。

第三十四条第一項並びに第三十六条第一項及び第二項第五号中「総務事務センター所長」を「総務事務管理課長」に改める。

第三十七条第二項中「総務事務センター」を「総務事務管理課」に改め、同条第三項中「総務事務センター所長」を「総務事務管理課長」に改める。

第三十八条第二項、第四十一条並びに第四十三条第一項及び第三項中「総務事務センター所長」を「総務事務管理課長」に改める。

第四十五条第二項中「総務事務センター所長」を「総務事務管理課長」に、「総務事務センター」を「総務事務管理課」に改める。

第四十六条第一項並びに第二項第四号及び第五号、第四十八条第一項、第四十九条第二項及び第三項並びに第五十二条第二項及び第三項中「総務事務センター所長」を「総務事務管理課長」に改める。

第五十五条中「総務事務センター」を「総務事務管理課」に改める。

第五十六条及び第五十七条中「総務事務センター所長」を「総務事務管理課長」に改める。

別表第一の1の表総務部の項の前に次のように加える。

知事監理部	秘書課 戦略企画課 マネジメントロケーション課 デジタルトランスフォーメーション課 業務プロセス改革課 地域外交課	総務課 MP DX 兼改 地外
-------	--	-----------------------------

別表第一の1の表総務部の項中

秘書課  
総務課  
を

総務課  
を、

管財課  
学事法制課  
広報課  
を

財産有効活用課  
を、

中町木課  
危機管理室  
を

「古野村課  
統計課  
危機管理課」を「古野村課」に改め、別表第一の1の表産業振興課の項中に次のように加える。

地域創生部	地域創生課 ぐんま暮らし・外国人活躍推進課 文化振興課 文化財保護課 スポンサー振興課	地創 文振 文財 文振 ス
生活子ども部	生活子ども課 県民活動支援・広聴課 県費生活課 私学・子育て支援課 児童福祉・青少年課	生こ 支支 消消 学学 児児

別表第一の1の表企画部の項、生活文化スポーツ部の項及び子ども未来部の項を削り、別表第一の1の表健康福祉部の項中

「監査指導課  
地域包括ケア推進室」を「監指  
地ケ」に改め、別表第一の1の表森林

「監査指導課」を「監指」に改め、別表第一の1の表森林

環境森林部	環境政策課 気候変動対策課 環境保全課 廃棄物・リサイクル課 自然環境課 林政課 林業振興課 森林林保課	環政 対保 環環 障障 自自 林林 振振 森森
-------	---	--

別表第一の1の表産業振興課の項中  
「商政課  
工業振興課  
次世代産業課  
労働政策課」を「商工次  
労」に改め、別表第一の1の表産業

「産業人材育成課  
推進課  
コロンブスコンプレックス施設整備課  
観光物産課」を「人  
推  
コ整  
コ観」に改め、別表第一の1の表

経営支援課 地域企業支援課 労働政策課 観光魅力創出課 イノベーション産業振興課 eスポーツ・新コンテンツ創出課	経地 企企 労労 観観 イイ スス ポポ	に改め、別表第一の1の表
---	--	--------------

「監査」

「会計課  
審査課」を「会審」に改め、別表第一の2の表総務

「会計管理課」を「会管」に改め、別表第一の2の表総務

部の項の前に次のように加える。

知事戦略部	東京事務所	東事
-------	-------	----

別表第一の2の表総務課の項中

「群馬会館  
ぐんま総合情報センター」を「群情  
セ」に改め、別表第一の2の表

「群馬会館」を「群会」に改め、別表第一の2の表

「加える」

地域創生部	近代美術館 館林美術館 歴史博物館 自然史博物館 目屋文明記念センター 世界遺産センター	近美 館館 群群 目目 自然 史史 学学 界界
生活子ども部	ぐんま男女共同参画センター 女性相談所 三山寮	参セ 女女 相相 談談 所所 三三 山山

中央児童相談所 西部児童相談所 東部児童相談所 ぐんま学園	中児 西児 東児 ぐんま学
--	------------------------

別表第一の2の表企画部の項、生活文化スポーツ部の項及びごども未来部の項を削り、別表第一の2の表森林環境部の項中「森林環境部」を「環境森林部」に、「西部森林環境事務所」を「西部環境森林事務所」に、「西森林」を「西環森」に、「吾妻森林環境事務所」を「吾妻環境森林事務所」に、「吾森林」を「吾環森」に、「利根沼田森林環境事務所」を「利根沼田環境森林事務所」に、「利森林」を「利環森」に改め、別表第一の2の表産産業経済部の項中

太田産業技術専門学校 ぐんま総合情報センター	大産校 ぐんま総合情報センター
---------------------------	--------------------

別表第二の長期保存文書の表⑤中「学事法制課」を「総務課」に改め、別表第二の長期保存文書の表⑤中「総務事務センター」を「総務事務管理課」に改め、別表第二の5年保存文書の表④中「非常勤職員等」を「非常勤職員」に改め、「及び臨時職員」を削り、「雇用」を「任用」に改め、別表第二の5年保存文書の表⑤中「総務事務センター」を「総務事務管理課」に改め、別表第二の4年保存文書の表②中「非常勤職員等」を「非常勤職員」に改め、「及び臨時職員」を削り、「雇用」を「任用」に改め、別表第二の2年保存文書の表③中「総務事務センター」を「総務事務管理課」に改める。

附 則  
この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

群馬県訓令甲第十二号

群馬県建設工事執行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
令和二年三月三十一日  
群馬県知事 山本 一太  
県庁  
地域機関  
専門機関

群馬県建設工事執行規程の一部を改正する訓令  
群馬県建設工事執行規程(昭和四十年群馬県訓令甲第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「及び室」を削る。  
第十九条第二項中「かし担保特約」を「引渡された工事に種類又は品質に関する契約の内容に適合しないこと(以下「契約不適合」という。)がある場合及び引渡された工事に担保特約」に改める。

別記様式第三号の二中「かし担保特約」を「引渡された工事に種類又は品質に関する契約の内容に適合しないこと(以下「契約不適合」という。)がある場合及び引渡された工事に担保特約」に改める。

別記様式第五号の二中「108分の100」を「110分の100」に改める。

別記様式第六号の二建設工事請負契約約款第四号(イ)中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付する場合は、第44条第2項各号に規定する者による契約の解除についても保証するものでなければならぬ。

別記様式第六号の二建設工事請負契約約款第四号(イ)第一項中「瑕疵担保特約」を「引渡した工事に種類又は品質に関する契約の内容に適合しないこと(以下「契約不適合」という。)がある場合、当該契約不適合を担保する特約」に改め、同様式第五号の二項を加える。

3 受注者が前払金の使用や部分私等によっても、なおこの契約の目的物に係る工事に施工に必要な資金が不足することを疎明したときには、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書きの承諾をしなければならぬ。

4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書きの承諾を得た場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の目的物に係る施工以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

別記様式第六号の二建設工事請負契約約款第十号第一項中「に關し」の次に「必要な場合」を加え、同様式第十五号第一項中「第2項の検査により発見することが困難であった隠れた瑕疵」を「種類、品質又は数量に關しこの契約の内容に適合しないこと(第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。)」など、同様式第三十七号第一項中「この回数」の次に「その都度」を加え、同様式第四十一号(イ)の見出しを「(引渡された工事に種類又は品質に關しこの契約の内容に適合しないこと(以下「契約不適合」という。))が」に改め、同様式第一項中「工事に關する瑕疵」を「引渡された工事に種類又は品質に關しこの契約の内容に適合しないこと(以下「契約不適合」という。))が」に改め、同様式第三項中「瑕疵」を「契約不適合」に改め、同様式第四項中「瑕疵」を「瑕疵」に改め、同様式第五項及び第六項並びに同様式第四十一号(イ)第一項から第五項までの規定中「瑕疵」を「契約不適合」に改め、同様式第四十二号第一項中「年五パーセント」を「支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき定められた率」に改め、同様式第四十三号第一項中「瑕疵担保債務」を「契約不適合である場合の保証債務」に改め、「の瑕疵」を「の契約不適合」に改め、同様式第四十七号第一項中「年

の「イベント」を「文化施設防止法第8条第1項の規定に基づき定められた経」に改める。  
別記様式第九号中「かし世和責任」を「緊急不適合の緊急の保証責任」に改める。  
附則  
1 この訓令は、令和二年四月一日から施行する。  
2 この訓令の施行の際現に改正前の群馬県建設工事執行規程の規定により締結されている請負契約に係る請負工事の執行については、なお従前の例による。

■ 災害対策本部規程

群馬県災害対策本部規程第一号  
群馬県災害対策本部の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
令和二年三月三十一日

群馬県災害対策本部規程第一号  
群馬県災害対策本部の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程  
別表第一総務部の部総務班の項第八号中「第七条第一号」を「第七条第二号」に改め、同部私立学校対策班の項及び広報班の項を削り、同部の次に次のように加える。

地域創生部	知事戦略部	知事戦略総務班	一 部内の総合調整に関すること。 二 部内の災害情報の取りまとめに関すること。 三 国に対する緊急要望に関すること。 四 外国(大使館、救援団体等)との連絡窓口に関すること。 五 その他群馬県行政組織規則第七条第一号に規定する知事戦略部の分掌に係る事項で、部内各班に属しない事項に関すること。
地域創生総務班	知事戦略心班	情報通信ネットワークワーク	一 群馬県庁情報通信ネットワークの機能維持に関すること。 二 本部長が命じた事項に関すること。
一 部内の総合調整に関すること。 二 部内の災害情報の取りまとめに関すること。	一 群馬県庁情報通信ネットワークの機能維持に関すること。 二 本部長が命じた事項に関すること。	一 群馬県庁情報通信ネットワークの機能維持に関すること。 二 本部長が命じた事項に関すること。	一 部内の総合調整に関すること。 二 部内の災害情報の取りまとめに関すること。 三 国に対する緊急要望に関すること。 四 外国(大使館、救援団体等)との連絡窓口に関すること。 五 その他群馬県行政組織規則第七条第一号に規定する知事戦略部の分掌に係る事項で、部内各班に属しない事項に関すること。

群馬県災害対策本部長 山本 一太

生活こども部	生活こども総務班	ポランティア・県民相談班 私立学校・児童福祉班	一 ボランティア活動の支援及び調整に関すること。 二 広聴・県民相談に関すること。 一 私立学校及び児童福祉施設の施設、幼児、児童、生徒、利用者及び職員に係る災害情報の収集に関すること。 二 私立学校及び児童福祉施設の幼児、児童、生徒、利用者及び職員の安全の確保に関すること。 三 私立学校における応急教育の支援に関すること。 四 児童福祉施設における応急対策の支援に関すること。
地域創生応援班	文化財保護班	外国人支援	一 本部長が命じた事項に関すること。 二 文化財に係る災害情報の収集に関すること。 三 文化財に係る災害応急対策に関すること。 一 外国人に係る情報に関すること。 二 その他外国人の支援に関すること。
生活こども部	生活こども総務班	ポランティア・県民相談班 私立学校・児童福祉班	一 ボランティア活動の支援及び調整に関すること。 二 広聴・県民相談に関すること。 一 私立学校及び児童福祉施設の施設、幼児、児童、生徒、利用者及び職員に係る災害情報の収集に関すること。 二 私立学校及び児童福祉施設の幼児、児童、生徒、利用者及び職員の安全の確保に関すること。 三 私立学校における応急教育の支援に関すること。 四 児童福祉施設における応急対策の支援に関すること。
地域創生応援班	文化財保護班	外国人支援	一 本部長が命じた事項に関すること。 二 文化財に係る災害情報の収集に関すること。 三 文化財に係る災害応急対策に関すること。 一 外国人に係る情報に関すること。 二 その他外国人の支援に関すること。

別表第一企画部の部からこども未来部の部までを削り、同表健康福祉部の部要配慮者対策班の項第一号及び第二号中「こと」の下に「(他部の所管に属するものを除く。)」を加え、同表森林環境部の部中「森林環境部」を「環境森林部」に、「森林環境総務班」を「環境森林総務班」に改め、同部林業対策班の項を削り、同部こみみし尿対策班の項の次に次のように加える。

林業対策班	一 治山、林道及び林産物に係る災害情報の収集に関すること。 二 山地における土砂災害及び雪崩に係る災害応急対策に関すること。 三 林野火災に係る情報収集に関すること。 四 林道の応急復旧に関すること。 五 林産物に係る災害応急対策に関すること。
-------	--

別表第一森林環境部の部森林環境応援班の項中「森林環境応援班」を「環境森林応援班」に改め、同表産業経済部の部工業振興班の項中「工業振興班」を「地域企業支援班」に改め、同表企業部の部企業総務・財務班の項中「企業総務・財務班」を「企業総務班」に改め、同部団地・施設管理班の項中「団地・施設管理班」を「団地班」に改め、同表教育管理部の部文化財保護班の項を削る。

別表第二総務部の部総務部長危機管理監の款中「総務部長 危機管理監」を「危機管理監 危機管理課長」に改め、同表防犯総括班の項中「危機管理室長」を「危機管理課長」に改め、同表総務班の項中「秘書課長」「人事課長」を「人事課長」「財産有効活用課長」に改め、同表私立学校対策班の項及び広報班の項を削り、同表避難所支援班の項を次のように改める。

避難所支援班 統計課長 市町村課長

別表第二総務部の部総務部長危機管理監の款渉外班の項中「総務事務センター所長」を「総務事務管理課長」に改め、同部の次に次のように加える。

生活こども総務	生活こども課	文化振興課長	文化財保護課長	文化財保護班	地域創生応援班	外国人支援班	地域創生総務班	知事戦略応援班	情報通信ネットワーク班	広報班	知事戦略総務班	知事戦略	地域創生	生活こども
スポーツ振興課長	文化財保護課長	文化財保護課長	文化財保護課長	文化財保護班	地域創生課長	外国人支援班	知事戦略総務班	情報通信ネットワーク班	広報班	知事戦略総務班	知事戦略	地域創生	生活こども	生活こども
スポーツ振興課長	文化財保護課長	文化財保護課長	文化財保護課長	文化財保護班	地域創生課長	外国人支援班	知事戦略総務班	情報通信ネットワーク班	広報班	知事戦略総務班	知事戦略	地域創生	生活こども	生活こども
スポーツ振興課長	文化財保護課長	文化財保護課長	文化財保護課長	文化財保護班	地域創生課長	外国人支援班	知事戦略総務班	情報通信ネットワーク班	広報班	知事戦略総務班	知事戦略	地域創生	生活こども	生活こども

別表第二企画部の部からこども未来部の部までを削り、同表健康福祉部の部健康福祉部長の款要配慮者対策班の項中「障害政策課長」を「健康福祉課長」に改め、同表健康福祉応援班の項中「地域包括ケア推進室長」「国保援護課長」を「国保援護課長」に改め、同表健康福祉部の部を次のように改める。

も部長	も部長	も部長	も部長
班	班	班	班
ボランティア・県民相談班	私立学校・児童福祉班	環境森林総務班	環境森林総務班
県民活動支援・広聴課長	私学・子育て支援課長	環境汚染対策班	環境汚染対策班
消費生活課長	児童福祉・青少年課長	ごみ・し尿対策班	ごみ・し尿対策班
		環境保全課長	環境保全課長
		廃棄物・リサイクル課長	廃棄物・リサイクル課長
		林政課長	林政課長
		森林保全課長	森林保全課長
		林業振興課長	林業振興課長
		自然環境課長	自然環境課長
		気候変動対策課長	気候変動対策課長

別表第二産業経済部の部産業経済部長の款生活必需品班の項中「商政課長」を「経営支援課長」に改め、同表工業振興班の項中「工業振興班」を「地域企業支援班」に、「工業振興課長」を「地域企業支援課長」に改め、「次世代産業課長」を削り、同表観光班の項中「観光物産課長」を「観光魅力創出課長」に改め、同表産業経済応援班の項中「産業人材育成課長」を「産業人材育成課長」に改め、同表企業部の部企業局長の款企業総務・財務班の項中「企業総務・財務班」を「企業総務班」に、「企業局総務課長」を「経営戦略課長」に改め、「財務課長」を削り、同表団地・施設管理班の項中「団地・施設管理班」を「団地班」に改め、「施設管理室長」を削り、同表教育管理部の部教育次長の款文化財保護班の項を削り、同表会計部の部会計管理者の款経理班の項中「会計課長」を「会計管理課長」に改め、「審査課長」を削る。

別表第二の二救済・救助調整チームの項中「危機管理室長」を「危機管理課長」に改め、

環境森林部	環境森林部長	環境森林総務班	環境政策課長
環境森林部	環境森林部長	環境汚染対策班	環境保全課長
環境森林部	環境森林部長	ごみ・し尿対策班	廃棄物・リサイクル課長
環境森林部	環境森林部長	林業対策班	林政課長
環境森林部	環境森林部長	環境森林応援班	森林保全課長
環境森林部	環境森林部長	環境森林応援班	林業振興課長
環境森林部	環境森林部長	環境森林応援班	自然環境課長
環境森林部	環境森林部長	環境森林応援班	気候変動対策課長

同表受援・応援チームの項中「総合政策室長」を「人事課長」に、「危機管理室、総合政策室」を「危機管理課」に、「商政課」を「経営支援課」に改め、同表輸送担当の項中「危機管理室次長」を「危機管理課次長」に、「商政課」を「経営支援課」に改め、同表総括調整担当の項及び情報収集担当の項中「危機管理室」を「危機管理課」に改める。

別表第四森林環境班の項中「森林環境班」を「環境森林班」に改める。

別表第五前橋地方部の部森林環境班の項中「森林環境班」を「環境森林班」に、「渋川森林事務所長」を「中部環境事務所長」に、「中部環境事務所長」を「渋川森林事務所長」に改め、同表伊勢崎地方部の部森林環境班の項中「森林環境班」を「環境森林班」に、「渋川森林事務所長」を「中部環境事務所長」に、「中部環境事務所長」を「渋川森林事務所長」に改め、同表高崎地方部の部森林環境班の項を次のように改める。

環境森林班	西部環境森林事務所長	西部環境森林事務所
-------	------------	-----------

別表第五藤岡地方部の部森林環境班の項を次のように改める。

環境森林班	藤岡森林事務所長	西部環境森林事務所 藤岡森林事務所
-------	----------	----------------------

別表第五富岡地方部の部森林環境班の項を次のように改める。

環境森林班	富岡森林事務所長	西部環境森林事務所 富岡森林事務所
-------	----------	----------------------

別表第五吾妻地方部の部森林環境班の項を次のように改める。

環境森林班	吾妻環境森林事務所長	吾妻環境森林事務所
-------	------------	-----------

利根沼田地方部の部森林環境班の項を次のように改める。

環境森林班	利根沼田環境森林事務所長	利根沼田環境森林事務所
-------	--------------	-------------

別表第五太田地方部の部森林環境班の項中「森林環境班」を「環境森林班」に、「桐生森林事務所長」を「東部環境事務所長」に、「東部環境事務所長」を「桐生森林事務所長」に改め、同表桐生地方部の部森林環境班の項中「森林環境班」を「環境森林班」に改め、同表館林地方部の部森林環境班の項中「森林環境班」を「環境森林班」に、「桐生森林事務所長」を「東部環境事務所長」に、「東部環境事務所長」を「桐生森林事務所長」に改める。

附則

この規程は、令和二年四月一日から施行する。

### 国民保護対策本部規程 緊急対処事態対策本部規程

#### 群馬県国民保護対策本部規程第一号 群馬県緊急対処事態対策本部規程第一号

群馬県国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程

令和二年三月三十一日

群馬県国民保護対策本部長 山本 一太  
群馬県緊急対処事態対策本部長 山本 一太

#### 群馬県国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程

群馬県国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の組織及び運営に関する規程（平成十八年群馬県国民保護対策本部規程第一号及び平成十八年群馬県緊急対処事態対策本部規程第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一総務部の部総務班の項第十一号中「第七号第一号」を「第七号第二号」に改め、同部私立学校対策班の項及び広報班の項を削り、同部の次に次のように加える。

知事戦略部	知事戦略総務班	一 部内の総合調整に関すること。 二 部内の武力攻撃災害に関する情報の取りまとめに関すること。 三 国に対する緊急要望に関すること。 四 外国（大使館、救済団体等）との連絡窓口に関すること。 五 その他群馬県行政組織規則第七号第一号に規定する知事戦略部の分掌に係る事項で、部内各班に属しない事項に関すること。
地域創生部	地域創生総務班	一 広報に関すること。 二 報道機関との連絡調整に関すること。 三 記録写真及び記録映像の撮影に関すること。 一 群馬県庁情報通信ネットワークの機能維持に関すること。 一 本部長が命じた事項に関すること。







---

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111

---